

平成29年度

第4回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第4回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月8日(火) 午後3時30分から午後5時00分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 9人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 1名

2番 宮内純一

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 5人

	1番	武藤 晃
	3番	石井克己
	4番	梶尾彌一
	5番	大滝與鷹
	6番	平田秀行

欠席委員 1名

2番 石井喜美江

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 平成28年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び

平成29年度市川市農業委員会活動計画について

議案第2号 市川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

議案第3号 市川市農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について

議案第4号 市川市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について

報告第3号 地目変更登記に係る回答について

報告第4号 民事執行法による農地等の現況に係る照会に対する回答について

報告第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願  
について

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 花澤 進一

次長 谷地 正道

主幹 鈴木 忠弘

副主幹 福田 哲

田中 恒平

## 8. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻でございますが、会議に入ります前に、7月20日の農業委員会臨時総会において、市川市農地利用最適化推進委員に承認された方々に委嘱状を交付いたします。</p> <p>なお、石井喜美江農地利用最適化推進委員は、本日、欠席しておりますので後日交付します。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、ただいまより、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行ないます。三橋会長より委嘱状を交付いたします。</p> <p>お名前をお呼びいたしますので、お一人ずつ会長の前へお進みくださるようお願いいたします。</p> <p>(会長から委員へ委嘱状を手渡す)</p> <p>続きまして、三橋会長に ご挨拶をお願いいたします。</p>
議 長	<p>今般の農業委員会組織の制度改正に伴ないまして、新たに農地利用最適化推進委員が設置されることとなりました。先ほどは、6名の農地利用最適化推進委員の皆様へ委嘱状をお渡ししましたが、新たな制度のもとで初の推進委員として3年間ご活躍いただくこととなりますので、何卒よろしく願い申し上げます。</p>
事 務 局	<p>会長どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、これから3年間、市川市農地利用最適化推進委員として活動される皆様をご紹介します。</p> <p>恐れいりますが、お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、自席にてお立ちいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。</p>
各 委 員	<p>(あいさつ)</p>

事務局	<p>続きまして、7月20日より新体制となりました第23期の農業委員の皆様をご紹介いたします。</p>
各委員	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>それでは、議長、議事の開会ということでお願いいたします。</p>
議長	<p>これより、平成29年度第4回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例総会が、第23期の農業委員による最初の定例総会となりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>また、本日は農地利用最適化推進委員の皆様も出席しておりますので、ご意見ございましたら発言の程、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、2番、宮内委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>委員10名中、9名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>それでは、3番の岡本委員、4番の石田委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第7号までと、報告第1号から報告第5号まででございます。慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

事務局

議案第1号「平成28年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価」及び「平成29年度市川市農業委員会活動計画」について審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号「平成28年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価」及び「平成29年度市川市農業委員会活動計画」についてご説明いたします。

本件は、平成28年3月4日付の農林水産省経営局農地政策課長通知農業委員会事務の実施状況等の公表についてに基づきまして、平成28年度活動計画の点検・評価を行うと共に、平成29年度活動計画案を作成するものでございます。

お手元でございます、別紙1の「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」をお願いいたします。

1ページ目は、農業委員会の状況となっております、平成28年4月1日現在の農業の概要と農業委員会の体制でございます。

次に、2ページ目は、担い手への農地の利用集積・集約化に関する評価でございます。

内容についてご説明いたします。28年4月現在の利用集積面積は、4.36ヘクタールでございました。28年度は、1.0ヘクタールの利用集積を図る目標に対しまして、0.05ヘクタールの実績で、目標を達成することはできませんでした。

活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。評価の案といたしましては、利用意向調査結果を踏まえた目標値の見直しが必要としております。やはり、意向調査での情報が少ないため、今後は、遊休農地に対する意向調査や利用集積への理解を深めるような対策も必要になるかと考えております。

続きまして、次の3ページ目をお願いいたします。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてでございます。

25年度から27年度までの3年間では、新規参入者はございませんでした。28年度は参入目標の1経営体に対して、1経営体の参入実績があり、目標を達成することができました。

活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。評価の案といたしまして

は、広報スタンドにリーフレットを設置するだけでなく、農業委員会だより等で広く周知を図る必要があると考えております。

続きまして、次の4ページ目をお願いいたします。遊休農地に関する措置に関する評価でございます。昨年、4月現在の遊休農地面積は32.0ヘクタールでした。昨年の11月に農業委員の皆様方に実施していただきました、農地の利用状況調査の結果、28年度の遊休農地解消の当初目標2.0ヘクタールに対しまして、2.7ヘクタールが解消でき、目標を達成いたしました。目標の達成に向けた活動は、ご覧のとおりの実績でございます。

評価の案といたしましては、あらたな遊休農地が発生していることから、遊休農地の情報を把握できる機関とも綿密な連携をとりながら、活動を進めていく必要があるものと考えております。

続きまして、次の5ページ目 違反転用への適正な対応でございます。28年4月現在の違反転用面積は0.2ヘクタールございました。23年度に発生した、0.2ヘクタールにつきましては、いまだ解消されておられません。活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。評価の案といたしましては、違反転用者に対しましては既に勧告をしており、千葉県とともに是正指導中ではございますが、計画どおり活動できておりますので、概ね達成できたとしております。

続きまして、次の6ページ目をお願いいたします。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検では、1の農地法第3条に基づく許可事務について、2の農地転用に関する事務について、また、7ページ目では、3の農地所有適格法人からの報告への対応について、4の情報の提供等について、いずれも、ご覧のとおりの実績でございまして、すべて適正に事務を実施しております。

最後に、8ページ目をお願いいたします。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、特にございませんでした。

次に、事務の実施状況の公表等についてでございますが、1の総会等の議事録の公表は、市公式ウェブサイトなどで公表しております。3の活動計画の点検・評価の公表も市公式ウェブサイトなどで公表しております。

「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の説明については、以上でございます。

続きまして、お手元の別紙2の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）をお願いいたします。

1 ページ目の、1の農業委員会の状況でございますが、農家・農地等の数値につきましては、2015農林業センサス等を基に記入しております。

次に2ページ目をお願いいたします。

2の担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、28年度末の農地利用集積面積は4.41ヘクタールでございますので、農政課とも協議を行ない、目標案といたしましては、過去の実績を踏まえまして新規就農面積を含め5.16ヘクタールとしております。

活動計画案については、ご覧のとおりでございます。

続いて、3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、過去3年間においては、新規参入は28年度の1経営体でございますので、目標案といたしましては、1経営体としております。

活動計画案については、ご覧のとおりでございます。

次に3ページ目をお願いいたします。

4の遊休農地に関する措置でございますが、平成29年4月現在の遊休農地面積は29.3ヘクタール、管内農地面積の5.32パーセントとなっております。

「平成29年度の遊休農地の解消面積の目標案」としましては、0.5ヘクタールといたしました。

この理由といたしましては、農家個人の力では解決できないような遊休農地（水田）を除いた遊休農地が約10ヘクタールございますので、前年実績を踏まえまして0.5ヘクタールとしております。

活動計画案の内容については、ご覧のとおりでございます。

続いて、5の違反転用への適正な対応でございますが、平成28年度末の違反転用面積が0.2ヘクタールでございますので、29年度の目標案といたしましては、この0.2ヘクタールの違反転用を解消面積としております。活動計画案については、ご覧のとおりです。

「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の説明は以上



	<p>でございます。</p> <p>なお、この「平成28年度の点検・評価案と平成29年度の計画案」につきましては、本日、ご承認いただけましたら、市公式ウェブサイトなどで公表するとともに県を通じまして、国に報告することとなります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、議案第1号「平成28年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価」及び「平成29年度市川市農業委員会活動計画」について、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>異議なし、ということでございますので、承認することに決定いたします。</p> <p>議案第2号「市川市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)」について審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号「市川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」ご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条において、農業委員会は区域内における農地等の利用の推進に関する目標及び推進の方法を定めるよう規程されておりますことから策定するものでございます。</p> <p>お手元でございます、「別紙3」の市川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)をお願いいたします。</p> <p>初めのページは、第1の基本方針としまして、市の農業の概要と、現状で</p>

は都市農業の宿命ともいえる営農環境の悪化、相続対策、担い手や後継者不足、遊休農地対策など多くの問題を抱えているとして、その中で、農地を守り発展させて「強い農業」を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、市川市農業委員会の指針として、具体的な取組を次のとおり定めております。

なお、この指針は、6年後の平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことといたします。

また、単年度の具体的な活動については、議案第1号の「目標及び活動計画」のとおりといたします。

次に、2の具体的な目標と推進方法ですが、1の遊休農地の解消については、解消目標につきましては、現状の遊休農地の割合5.3%を最低でも維持するよう設定しております。

推進方法としましては2ページ目をお願いいたします。

①の利用状況調査と利用意向調査の実施については、農業委員及び推進委員は管内を6の区域に分け、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査を実施します。調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施します。

利用状況調査終了後に、所有者へ意向調査を行い、所有者の意向に応じて、農地のあっせんや農地中間管理事業のマッチングなど、農地の流動化を図ります。そして、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。なお、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

②の農地中間管理機構との連携については、利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行います。

③の非農地判断については、利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」によって、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、関係機関と協議の上、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

次に2の担い手への農地利用集積についてでございます。

	<p>担い手への農地利用集積目標は、市の都市農業振興プランの3年後の目標に合わせ、数値を設定しております。</p> <p>3ページ目をお願いいたします。担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法は、①の農地中間管理機構等との連携について農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地について、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。</p> <p>②の利用権設定等促進事業については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図ります。また、③の農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に務めます。</p> <p>次に、3の新規参入の促進についてですが、(1)の新規参入の促進目標については、1年に1経営体を目指し、また、取得面積は0.5ヘクタールを目標とします。</p> <p>(2)の新規参入の促進に向けた具体的な推進方法ですが、関係機関との連携として、県、市、農協等関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあわせんの検討をいたします。</p> <p>フォローアップ活動として、農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努めます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、議案第2号「市川市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)」について、承認することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、承認することに決定いたします。</p> <p>それでは、引き続き審議をいたします。</p> <p>「市川市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正」について、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号市川市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>お手元の資料、別紙4の市川市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正(案)をお願いします。今回は、第2条の農地パトロール月間、及び第3条の実施対象及び内容が改正となります。</p> <p>それでは3枚目の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>左が現行の内容、右が改正後となります。今回の改正は、第2条と第3条の一部となります。第2条では、農地パトロールの実施する月間を9月～11月としておりましたが、国の指針では農地パトロールは8月頃に実施するとありますことから、8月～11月に改めるものであります。</p> <p>また、第3条では、パトロール実施にあたり協力を得る対象の中に、農地利用最適化推進委員を追加するものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「市川市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正」について、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	「異議なし」の声
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり改正することに決定いたします。</p> <p>それでは、引き続き審議をいたします。</p> <p>市川市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正」について、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号市川市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料、別紙5の市川市農地利用状況調査員設置要綱(案)をお願いします。</p> <p>今回の改正では、第4条調査員の数、及び2枚目の下にあります別表(第4条関係)が変更になります。</p> <p>それでは、3枚目の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第4条の調査員の数を現行の18人から改正後は16人に変更するものであります。変更理由についてご説明いたします。現行18人の調査員については、旧体制では農業委員が20人でありましたので、会長及び会長職務代理者を除く委員18人としておりましたが、新体制では農業委員10人と農地利用最適化推進委員6人を合わせましても合計で16人となりますことから、改正後は会長、職務代理者も調査員に含めまして16人とするものでございます。</p> <p>次に、別表(第4条関係)の改正内容についてご説明いたします。</p> <p>表の左の欄には班名が記されており、A班からF班までの6班体制となっており、改正後も変更はございません。</p> <p>また、右の欄の地区名については区域に変更しています。左の現行制度では、18人の調査員の居住地を基本とした地区の構成となっております。改正後は、農地利用最適化推進委員6人が担当する第1区域から第6区域を基本とした区域となっております。</p> <p>最後に、各班の調査員の数になりますが、現行では調査員18人を1班3</p>

	<p>人ずつの6班体制としておりましたが、改正後は、まず農地利用最適化推進委員6人を担当する区域の各班に1人ずつ割り振り、次に、農業委員10人については各委員の居住地を基本として割り振りを行ないますと、A班からF班の人数が表のとおりになります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「市川市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正」について原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「意義なし」ということですので、原案のとおり改正することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の5ページ及び6ページをお願いいたします。本件は、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転に係る許可申請がなされたものです。</p> <p>申請受付日は、平成29年7月25日でございます。申請地は、国分の地目が畑で、面積は2,089平方メートル、外1筆で、合計面積は2,931平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域では</p>

<p>議 長</p>	<p>ございません。申請理由につきましては、公共事業の代替地として取得するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>1 番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成29年8月1日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、西部公民館の南東側、概ね300メートルに位置しております。</p> <p>譲受人は、露地野菜を栽培している兼業農家の方です。譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。申請地は、露地畑で概ね良好な状態で管理されております。取得後は、露地畑として、長ネギ等の栽培をするとのことでございます。以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、公共事業の代替地として所有権を譲り受けるために申請するものでございます。取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は280日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める別段の下限面積の30アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。</p>

	<p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の7ページから8ページをお願いいたします。申請受付日は、平成29年7月24日でございます。申請地は、大野町の地目は田で、面積は98平方メートル、外1筆、合計面積は、363平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。申請理由につきましては、駐車場にするため、賃借権の設定を受けるものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
1 番	<p>現地調査は、平成29年8月1日に農地調査班第1班の委員で行いました。申請地は、県立特別支援学校市川大野高等学園の東側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。農地区分については、第</p>



<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当)しない、農地の広がり の狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。転用に伴う周辺農地 への影響ですが、隣接地に農地はありません。隣接地との境界には新設のコ ンクリートブロック及びネットフェンスを設置し、西側水路付近について は、法面とし被害を防除するとのこととございます。</p> <p>雨水については自然浸透、汚水、雑排水の排出はありません。譲渡人は 要望により賃貸するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の 基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明 をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、大野町に本店を置き、主に飲食店を営む法人です。今回、隣 接地に開設するドライブインに勤務する従業員用の駐車場用地を探してい たところ、申請地を賃借できることになり、申請に至ったとのこととす。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資 金により賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。転用行為の妨げになる権利を 有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、 賃借人がいないことを確認いたしました。転用による周辺への影響ですが、 調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はござ いしません。工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工 後60日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるもの と思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
-------------------------	--

議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>・</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の9ページ、10ページをお願いいたします。</p> <p>平成29年7月24日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
5 番	<p>議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成29年7月27日に農政調査班第3班で行いました。</p>

	<p>対象となった農地は、4筆、合計面積は2,454平方メートルで、露地畑として利用されておりました。主として申出人の夫が農業に従事していましたが、夫が死亡したため、今後、相続人である申出人が耕作を継続することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、被相続人の農業従事日数は年間で300日であったことを聴き取りで確認いたしました。このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、申出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が4件ございます。報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が7月分19件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p>

	<p>11ページをお願いいたします。農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成29年7月3日から同年7月31日までに届出があったものでございます。農地法第4条の届出は8件、26筆、3,996.14平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、11件、14筆、1,744.29平方メートルでございます。第4条と第5条を合せると、19件、40筆、転用面積は、5,740.43平方メートルとなります。内訳につきましては、12ページから15ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届け出について」、2件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届について」2件、ご報告いたします。</p> <p>16ページをお願いいたします。1番と2番は関連しておりますので、一括してご報告いたします。本件は、相続の発生に伴う農地の権利取得でございます。1番と2番の被相続人は同一人で、相続が発生した日は、平成28年8月7日で、相続人からは、平成29年7月5日に権利取得の届出があったものでございます。なお、農業委員会への斡旋等の希望はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。 17ページと18ページをお願いいたします。</p> <p>1件目と2件目は、関連しておりますので一括してご報告いたします。</p> <p>平成29年6月23日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。1件目の土地の所在は、東国分の4筆、合計面積は2,100平方メートルで、2件目は、東国分の2筆、合計面積は1,024平方メートルで、いずれも市街化調整区域に位置しております。登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。本件に係る申請状況でございますが、市川市が土地を借用し、公共施設を設置していたことから、設置時において許可不要の案件となっております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年7月6日に農地調査班第5班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「運動場」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第4号「民事執行法による農地等の現況に係る照会に対する回答について」、2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第4号「民事執行法による農地等の現況に係る照会に対する回答について」、2件ご報告いたします。</p> <p>19ページをお願いいたします。初めに1件目でございます。</p> <p>本件は、平成29年6月19日付けで、千葉地方裁判所から民事執行法による売却のため、必要があることから照会がなされたものでございます。</p> <p>土地の所在は柏井町で、地目「畑」、面積は211平方メートルで、市街化区域に位置しております。本件に係る申請状況としましては、平成22</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>年12月8日に農地法第5条に基づき、「住宅」として転用許可を受けております。そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年6月16日に農地調査班第5班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、買受適格証明書の要否については、「不要」と回答したものでございます。</p> <p>次に、2件目でございます。20ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成29年7月10日付けで、千葉地方裁判所から民事執行法による売却のため、必要があることから照会がなされたものでございます。</p> <p>土地の所在は国分の2筆で、地目「畑」、合計面積は654平方メートルで、市街化区域に位置しております。本件に係る申請状況としましては、1881番1の筆につきましては、平成5年7月28日に農地法第5条に基づき、「長屋」として転用許可を受けております。</p> <p>また、1932番2の筆につきましては、平成25年12月27日に農地法第4条に基づき、「デイサービス施設」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年7月19日に農地調査班第5班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、現況は、2筆とも「集合住宅」、買受適格証明書の要否については、「不要」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行なっている旨の証明願い」について、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている</p>
-------------------------	--

	<p>旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>21ページから23ページをお願いいたします。本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成29年7月6日に申請のあった1件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上で議事は全て終了しましたが、皆様から何かございませんか。</p>
5番（農地利用最適化推進委員）	<p>議長、本日、委嘱された農地利用適格化推進委員の今後の活動について提案します。</p> <p>今後、各推進委員が活動を円滑に進めるために情報を共有し意見交換をする場などが必要と思われます。そこで、そのような会議の場を設けること、及び推進委員の代表者を設けた方がよろしいと思いますので提案します。</p>
議 長	<p>ただ今、大滝委員から農地利用最適化推進委員の代表者を設けることについて提案がありましたが、みなさんにお伺いする前に、事務局に伺いますが、他市で設けている事例や代表者を設けることについて法的な規定があるのか説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農地利用最適化推進委員の会議、及び代表者の設置について、他市の状況と法的な見解についてご説明いたします。最初に法的な見解についてでございますが、農地利用最適化推進委員の設置等につきましては、農業委員会等に関する法律に規定されておりますが、推進委員の会議、代表者に関する規定はございません。</p> <p>このため、我孫子市と四街道市におきましては、新たに農地利用最適化推進委員に関する要綱などを制定して代表者等を設置している状況がござ</p>

議 長	<p>います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局から説明がありましたが、農地利用最適化推進委員の会議や代表を設けることについては、法令等に規定がないことから要綱などを制定し、設けている状況があるようです。</p> <p>みなさん、いかがいたしましょうか。</p>
各 委 員	<p>議長一任</p>
議 長	<p>「議長一任」ということでありますので、この件に関しましては、私も推進委員の活動を円滑に進めるためには会議や代表者を設置した方が良いものと思われま。</p> <p>そこでお諮りいたしますが、設置には要綱の制定が必要となりますので、次回の定例会で提案するよう事務局にて進めることについて、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異 議 な し</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、事務局は次回の定例会に向け準備を進めるようお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第5のその他でございます。</p> <p>「平成29年度農地パトロールの実施」、及び「農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担」について事務局より説明があります。</p>
事 務 局	<p>(事務局から説明する)</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。</p> <p>長時間にわたり、ご協力をいただき、ありがとうございました。</p>